

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県公安委員会委員長 上 枝 康

香川県公安委員会規則第8号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第1条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～64の2 略					1～64の2 略				
65 個人情報 の保護に関 する法律(平 成15年法 律第57号)	第26条 第1項	<u>個人データの取扱いの委託 を受けた個人情報取扱事業 者からの漏えい等の通知の 受理</u>		○	65 個人情報 の保護に関 する法律(平 成15年法 律第57号)	第40条 第1項	<u>個人情報取扱事業者等(国 家公安委員会が事業所管大 臣であるものに限る。)か らの個人情報等の取扱いに 関する報告の徴収又は立入 検査の実施</u>		○
	第61条 第1項	<u>個人情報を保有する場合に おける利用目的の特定</u>		○					
	第61条 第3項	<u>利用目的の変更</u>		○					
	第62条	<u>個人情報を取得する場合に おける利用目的の明示</u>		○					
	第66条 第1項	<u>保有個人情報の安全管理の ための必要な措置</u>		○					
	第68条 第1項	<u>保有個人情報の漏えい等に 係る個人情報保護委員会に 対する報告</u>		○					
	第68条	<u>保有個人情報の漏えい等に</u>		○					

第2項	係る本人に対する通知		
第69条 第2項 本文	保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用又は提供		○
第69条 第4項	保有個人情報の利用目的以外の目的のための内部利用の制限		○
第70条	保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求		○
第71条 第1項	外国にある第三者に保有個人情報を提供する場合における本人からの同意の取得		○
第71条 第2項	本人の同意を得る場合における参考となる情報の提供		○
第71条 第3項	外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するための必要な措置及び当該必要な措置に関する情報の本人への提供		○
第72条	個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求		○
第73条 第2項	仮名加工情報の安全管理のための必要な措置		○
第75条 第1項	個人情報ファイル簿の作成及び公表		○
第75条 第3項	個人情報ファイル簿に記載又は掲載しないことの決定		○
第77条 第3項	開示請求書の形式上の不備に係る補正の要求及び参考となる情報の提供		○
第82条 第1項	保有個人情報の全部又は一部の開示の決定（軽易なものを除く。）	○	
	保有個人情報の全部又は一		○

	<u>部の開示の決定（軽易なものに限る。）</u>		
	<u>保有個人情報の全部又は一部の開示の決定の通知</u>		○
第82条 第2項	<u>保有個人情報の不開示の決定（軽易なものを除く。）</u>	○	
	<u>保有個人情報の不開示の決定（軽易なものに限る。）</u>		○
	<u>保有個人情報の不開示の決定の通知</u>		○
第83条 第2項	<u>保有個人情報の全部若しくは一部の開示又は不開示の決定（以下この項において「開示決定等」という。）の期間の延長の決定</u>	○	
	<u>開示決定等の期間の延長の通知</u>		○
第84条	<u>開示決定等の期間の特例延長の決定</u>	○	
	<u>開示決定等の期間の特例延長の通知</u>		○
第85条 第1項	<u>保有個人情報の開示請求に係る他の行政機関の長等に対する事案の移送の決定及びその通知</u>		○
第85条 第3項	<u>他の行政機関の長等へ移送した事案の開示の実施への協力</u>		○
第86条 第1項	<u>保有個人情報の開示請求に係る第三者に対する意見書提出の機会の付与</u>		○
第86条 第2項	<u>保有個人情報の開示請求に係る公益上の理由による第三者に対する意見書提出の</u>		○

	<u>機会の付与</u>		
第86条 第3項	<u>保有個人情報の開示決定に係る第三者に対する通知</u>		○
第87条 第1項	<u>電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法の定め</u>	○	
	<u>保有個人情報が記録されている文書等の写しによる開示の実施</u>		○
第87条 第2項	<u>電磁的記録についての開示の方法の定め</u> の閲覧		○
第87条 第3項	<u>開示を受ける者からの開示の実施の方法等の申出の受理</u>		○
第91条 第3項	<u>訂正請求書の形式上の不備に係る補正の要求</u>		○
第92条	<u>保有個人情報の訂正の実施</u>		○
第93条 第1項	<u>保有個人情報の訂正の決定</u>	○	
	<u>保有個人情報の訂正の決定の通知</u>		○
第93条 第2項	<u>保有個人情報の不訂正の決定</u>	○	
	<u>保有個人情報の不訂正の決定の通知</u>		○
第94条 第2項	<u>保有個人情報の訂正又は不訂正の決定（以下この項において「訂正決定等」という。）の期間の延長の決定</u>	○	
	<u>訂正決定等の期間の延長の通知</u>		○
第95条	<u>訂正決定等の期間の特例延長の決定</u>	○	
	<u>訂正決定等の期間の特例延</u>		○

	<u>長の通知</u>		
第96条 第1項	<u>保有個人情報の訂正請求に係る他の行政機関の長等に対する事案の移送の決定及びその通知</u>		○
第97条	<u>保有個人情報の訂正の実施をした場合の当該保有個人情報の提供先への通知</u>		○
第99条 第3項	<u>利用停止請求書の形式上の不備に係る補正の要求</u>		○
第100条	<u>保有個人情報の利用停止</u>		○
第101条 第1項	<u>保有個人情報の利用停止の決定</u>	○	
	<u>保有個人情報の利用停止の決定の通知</u>		○
第101条 第2項	<u>保有個人情報の利用不停止の決定</u>	○	
	<u>保有個人情報の利用不停止の決定の通知</u>		○
第102条 第2項	<u>保有個人情報の利用停止又は利用不停止の決定（以下この項において「利用停止決定等」という。）の期間の延長の決定</u>	○	
	<u>利用停止決定等の期間の延長の通知</u>		○
第103条	<u>利用停止決定等の期間の特例延長の決定</u>	○	
	<u>利用停止決定等の期間の特例延長の通知</u>		○
第105条 第3項	<u>香川県個人情報保護審議会（以下この項において「審議会」という。）への諮問</u>		○

	(第105条第1項の準用)		
	審査請求人等に対する審議会に諮問をした旨の通知(第105条第2項の準用)		○
第107条第1項	審査請求を棄却する場合等における第三者に対する通知(第86条第3項の準用)		○
第109条第1項	行政機関等匿名加工情報の作成		○
第110条	提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載		○
第111条	行政機関等匿名加工情報に係る提案の募集		○
第112条第2項	行政機関等匿名加工情報を用いて行う事業に関する提案の受理		○
第114条第2項	提案が基準に適合すると認めるときの審査結果の通知		○
第114条第3項	提案が基準に適合しないと認めるときの審査結果の通知		○
第115条	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結		○
第117条	行政機関等匿名加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載		○
第118条第2項	作成された行政機関等匿名加工情報を用いて行う事業に関する提案の受理(第112条第2項の準用)		○
	作成された行政機関等匿名		○

	<u>加工情報に係る提案が基準に適合すると認めるときの審査結果の通知（第114条第2項の準用）</u>		
	<u>作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案が基準に適合しないと認めるときの審査結果の通知（第114条第3項の準用）</u>		○
	<u>作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結（第115条の準用）</u>		○
第120条	<u>行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除</u>		○
第121条第2項	<u>行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のための必要な措置</u>		○
第123条第1項	<u>匿名加工情報を第三者に提供する場合における提供の方法等の公表等</u>		○
第123条第3項	<u>匿名加工情報の適切な管理のための必要な措置</u>		○
第127条	<u>開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等</u>		○
第129条	<u>専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会への諮問</u>		○
第156条	<u>個人情報保護委員会への資料の提出等</u>		○
第157条	<u>個人情報保護委員会からの指導及び助言の受理</u>		○
第158	<u>個人情報保護委員会からの</u>		○

	条	勧告の受理		
	第159条	個人情報保護委員会への勧告に基づいてとった措置の報告		○
	第165条	個人情報保護委員会に対する施行の状況の報告		○
	第166条第1項	個人情報保護委員会に対する必要な情報の提供等の要求		○
(1) 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)	第21条第3項	個人情報ファイル簿の修正		○
	第21条第4項	個人情報ファイル簿の記載の削除		○
	第22条第1項第2号	開示請求をする者が本人であることを確認するために適当と認める書類の定め		○
	第22条第2項第2号	開示請求書を送付して開示請求をする場合における本人であることを示すものとして適当と認める書類の定め		○
	第22条第3項	代理人が開示請求をする場合における委任状等の受理		○
	第22条第4項	代理人がその資格を喪失した場合の書面による届出の受理		○
	第23条	閲覧又は写しの交付の方法の定め	○	
	第40条第1項	個人情報取扱事業者等(国家公安委員会が事業所管大臣であるものに限る。)の検査等事務の実施		○
	第40条第3項	個人情報保護委員会への検査等事務の結果の報告		○

(2) 個人情報保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)	第48条第3項ただし書	事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合における情報の全部又は一部を提供しないことの決定	○
	第48条第4項	情報の全部又は一部を提供しない旨の決定をしたときの本人に対する通知	○
	第53条第2項	提案の募集に関する公示	○
	第54条第4項第3号	提案をする者が本人であることを確認するために適当と認める書類の定め	○
	第54条第4項第4号	提案をするときに提出が必要と認める書類の定め	○
	第54条第7項	提案をした者等に対する説明又は書面若しくは書類の訂正の要求	○
	第64条	作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案をする者が本人であることを確認するために適当と認める書類の定め(第54条第4項第3号の準用)	○
		作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案をするときに提出が必要と認める書類の定め(第54条第4項第4号の準用)	○
作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案をした者等に対する説明又は書面若しくは書類の訂正の要求		○	

		(第54条第7項の準用)		
(3) 香 川県個 人情報 保護条 例(令 和4年 香川県 条例第 30号)	第6条 第4項	評価書に記載された特定個人 情報ファイルの取扱いに 関する意見の受理		○
	第7条 第1項	開示決定等、訂正決定等又 は利用停止決定等に係る保 有個人情報の審議会への提 示		○
	第7条 第3項	分類又は整理をした資料の 審議会への提出		○
	第9条 第1項	審議会に提出された資料又 は主張書面の写しの受理		○
	第9条 第2項	審議会に提出した資料又は 主張書面に関する意見聴取 に対する回答		○
(4) 香 川県公 安委員 会個人 情報の 保護に 関する 法律施 行細則 (令和 5年香 川県公 安委員 会規則 第8号)	第10条 第1項	保有個人情報の閲覧又は視 聴の停止命令又は中止命令		○
66～90 略				
91 削除				

66～90 略				
91 香川県個 人情報保護 条例(平成	第4条 第2項	出資法人の指定		○
	第6条	個人情報の収集		○

16年香川県 条例第57号)	第2項 及び第 4項			
	第6条 第3項	個人情報収集する場合に おける目的の明示		○
	第7条 第2項	保有個人情報（保有特定個人 情報を除く。）の利用目 的以外の目的のための利用 又は提供		○
	第7条 の2第 2項	保有特定個人情報の利用目 的以外の目的のための利用		○
	第8条 第1項	保有個人情報（保有特定個人 情報を除く。）を実施機 関以外の者に提供する場合 の必要な制限の付加又は安 全確保の措置の要求		○
	第9条 第1項	保有個人情報を正確かつ最新 な状態に保つための安全 確保の措置		○
	第9条 第2項	保有個人情報の廃棄又は消 去		○
	第11条 第1項	委託に伴う安全確保の措置 の明示		○
	第13条 第1項	個人情報取扱事務登録簿（ 以下この項において「登録 簿」という。）の作成及び 閲覧		○
	第13条 第2項 第7号	登録簿に登録する事項の定 め	○	
第13条 第4項	登録簿に登録しない事項及 び登録簿を作成しないこと の決定		○	

第13条 第5項	<u>登録の抹消</u>		○
第15条 第1項 第3号	<u>開示請求書の記載事項の定め</u>	○	
第15条 第2項	<u>本人等であることを証明するための必要な書類の定め</u>	○	
第15条 第3項	<u>開示請求書の形式上の不備に係る補正の要求及び参考となる情報の提供</u>		○
第16条 第10号	<u>開示することにより従事する事務又は事業に支障を及ぼすおそれがある警察職員の氏名の定め</u>	○	
第20条 第1項	<u>保有個人情報の全部又は一部の開示の決定（軽易なものを除く。）及び開示の実施に関する定め</u>	○	
	<u>保有個人情報の全部又は一部の開示の決定（軽易なものに限る。）</u>		○
	<u>保有個人情報の全部又は一部の開示の決定の通知</u>		○
第20条 第2項	<u>保有個人情報の不開示の決定（軽易なものを除く。）</u>	○	
	<u>保有個人情報の不開示の決定（軽易なものに限る。）</u>		○
	<u>保有個人情報の不開示の決定の通知</u>		○
第21条 第2項	<u>保有個人情報の全部若しくは一部の開示又は不開示の決定（以下この項において「開示決定等」という。）の期間の延長の決定</u>	○	

	<u>開示決定等の期間の延長の通知</u>		○
第22条	<u>開示決定等の期間の特例延長の決定</u>	○	
	<u>開示決定等の期間の特例延長の通知</u>		○
第23条 第1項	<u>保有個人情報の開示請求に係る他の実施機関に対する事案の移送の決定及びその通知</u>		○
第23条 第3項	<u>他の実施機関へ移送した事案の開示の実施への協力</u>		○
第24条 第1項	<u>保有個人情報の開示請求に係る第三者に対する意見の照会内容の定め</u>	○	
	<u>保有個人情報の開示請求に係る第三者に対する意見の照会の決定及びその通知</u>		○
第24条 第2項	<u>保有個人情報の開示請求に係る公益上の理由による第三者に対する意見の照会内容の定め</u>	○	
	<u>保有個人情報の開示請求に係る公益上の理由による第三者に対する意見の照会の決定及びその通知</u>		○
第24条 第3項	<u>保有個人情報の開示の決定に係る第三者に対する通知</u>		○
第25条 第1項	<u>保有個人情報の開示の実施</u>		○
第25条 第2項	<u>電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法の定め</u>	○	
	<u>保有個人情報が記録されて</u>		○

	いる文書等の写しによる開示の実施		
第25条 第3項	電磁的記録についての開示の方法の定め の閲覧		○
第25条 第4項	本人等であることを証明するための必要な書類の定め (第15条第2項の準用)	○	
第27条 第1項	口頭による開示請求ができる保有個人情報の定め	○	
第27条 第2項	口頭による開示請求ができる保有個人情報の開示の実施		○
	口頭による開示請求ができる保有個人情報の開示の方法の定め	○	
第29条 第1項 第4号	訂正請求書の記載事項の定め	○	
第29条 第3項	本人等であることを証明するための必要な書類の定め (第15条第2項の準用)	○	
第29条 第3項	訂正請求書の形式上の不備に係る補正の要求及び参考となる情報の提供 (第15条第3項の準用)		○
第30条	保有個人情報の訂正の実施		○
第31条 第1項	保有個人情報の訂正の決定	○	
	保有個人情報の訂正の決定の通知		○
第31条 第2項	保有個人情報の不訂正の決定	○	
	保有個人情報の不訂正の決定の通知		○

第32条 第2項	保有個人情報の訂正又は不訂正の決定（以下この項において「訂正決定等」という。）の期間の延長の決定	○	
	訂正決定等の期間の延長の通知		○
第33条	訂正決定等の期間の特例延長の決定	○	
	訂正決定等の期間の特例延長の通知		○
第34条 第1項	保有個人情報の訂正請求に係る他の実施機関に対する事案の移送の決定及びその通知		○
第35条	保有個人情報の訂正の実施をした場合の当該保有個人情報の提供先への通知		○
第37条 第1項 第4号	利用停止請求書の記載事項の定め	○	
第37条 第2項	本人等であることを証明するための必要な書類の定め（第15条第2項の準用）	○	
第37条 第2項	利用停止請求書の形式上の不備に係る補正の要求及び参考となる情報の提供（第15条第3項の準用）		○
第38条	保有個人情報の利用停止		○
第39条 第1項	保有個人情報の利用停止の決定	○	
	保有個人情報の利用停止の決定の通知		○
第39条 第2項	保有個人情報の利用不停止の決定	○	

	保有個人情報の利用不停止の決定の通知		○
第40条 第2項	保有個人情報の利用停止又は利用不停止の決定（以下この項において「利用停止決定等」という。）の期間の延長の決定	○	
	利用停止決定等の期間の延長の通知		○
第41条	利用停止決定等の期間の特例延長の決定	○	
	利用停止決定等の期間の特例延長の通知		○
第42条	香川県個人情報保護審議会（以下この項において「審議会」という。）への諮問		○
第43条	不服申立ての棄却等に係る第三者に対する通知（第24条第3項の準用）		○
第44条	開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等		○
第45条 第1項	個人情報の取扱いに関する苦情の処理	○	
第45条 第2項	個人情報の取扱いに関する苦情の処理についての審議会の意見の聴取		○
第54条 第1項	事業者（国家公安委員会の所掌事務に係る事業を目的とするものに限る。以下この項において同じ。）と本人との間に生じた苦情の処理のあつせんその他必要な措置		○
第54条	事業者その他の関係者に対		○

92～102 略					
備考					
(1)～(8) 略					
(8の2) 65の項の個人情報の保護に関する法律に係る事務は、 公安委員会が同法の行政機関等又は同法の規定に基づく行政不					

	第2項	する聴取		
	第55条	国又は地方公共団体に対する協力要求及び協力		○
	第56条 第2項	個人情報の保護に関する制度の運営及び改善並びに評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いに関する意見の受理		○
	第57条 第1項	開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の審議会への提示		○
	第57条 第3項	分類又は整理をした資料の審議会への提出		○
	第57条 第4項	意見書又は資料の審議会への提出		○
(1) 香 川県個 人情 情報 保護 条 例 施 行 規 則 (平 成 1 8 年 香 川 県 公 安 委 員 会 規 則 第 5 号)	第12条 第2項	保有個人情報の閲覧又は視聴の停止命令又は中止命令		○
	第14条 第1項	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の項目等の告示		○
92～102 略				
備考				
(1)～(8) 略				

服審査法の審査庁若しくは処分庁としての公安委員会の事務である。

(9)～(13) 略

(13の2) 89の項の香川県情報公開条例に係る事務は、同条例の実施機関又は同条例の規定に基づく行政不服審査法の審査庁若しくは処分庁としての公安委員会の事務である。

(14)・(15) 略

(9)～(13) 略

(13の2) 89の項の香川県情報公開条例及び91の項の香川県個人情報保護条例に係る事務は、これらの条例の実施機関又はこれらの条例の規定に基づく行政不服審査法の審査庁若しくは処分庁としての公安委員会の事務である。

(14)・(15) 略

(香川県公安委員会行政文書管理規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会行政文書管理規則（平成13年香川県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保存期間の延長) 第12条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条の規定による開示の請求のあった情報が記録されているもの</u> <u>同法第82条</u>各項の決定の日の翌日から起算して1年間</p>	<p>(保存期間の延長) 第12条 文書管理者は、保存期間の満了する行政文書のうち次の各号に掲げるものについては、第10条の規定にかかわらず、その区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存期間を延長するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）第14条の規定による開示の請求のあった情報が記録されているもの</u> <u>同条例第20条</u>各項の決定の日の翌日から起算して1年間</p>

(香川県情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 香川県情報公開条例施行規則（平成14年香川県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別記様式第1号（第3条関係）	別記様式第1号（第3条関係）

行政文書公開請求書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

請求者 住所
(〒)

氏名
(団体にあつては、主たる事務所の所在地、
名称並びに代表者の役職及び氏名)

電話番号 () ー

香川県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足る事項	
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(用紙) (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便等による送付) <input type="checkbox"/> 写しの交付(光ディスク等) (<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便等による送付)
備考	
※事務担当課等	
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「」を記入してください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 記載に不備があるときは、香川県情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

行政文書公開請求書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

請求者 住所
(〒)

氏名
(団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () ー

香川県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり行政文書の公開を請求します。

行政文書の名称その他の行政文書を特定するに足る事項	
公開の方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付) <input type="checkbox"/> 電磁的記録を複製したものの交付(<input type="checkbox"/> 窓口での交付 <input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による送付)
備考	
※事務担当課等	
※受付年月日	年 月 日

- 注 1 □については、該当するものに「」を記入してください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 記載に不備があるときは、香川県情報公開条例第6条第2項の規定により補正を求めることがあります。
 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

別記様式第5号から別記様式第9号までの規定中「罫」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている第3条の規定による改正前の香川県情報公開条例施行規則別記様式第1号による行政文書公開請求書（以下「旧様式」という。）は、改正後の香川県情報公開条例施行規則別記様式第1号による行政文書公開請求書とみなす。

3 旧様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。